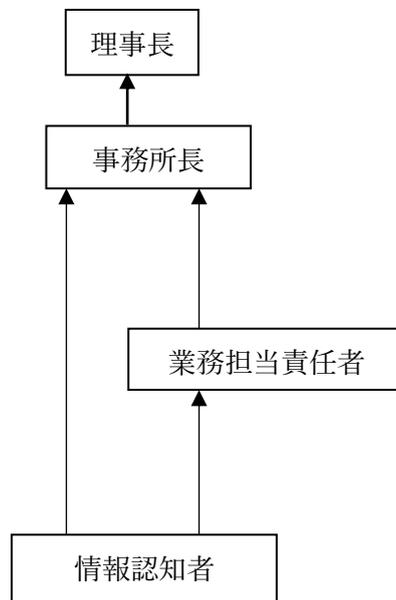


## リスク対応マニュアル

第1条 本マニュアルは、一般財団法人大泉名水会（以下「当法人」という。）において、水道水供給事業の障害が発生したときの対応指針を定めることを目的とする。

第2条 水道供給に障害をもたらす事態（以下「緊急事態」という。）が発生したときは、理事長を統括責任者とする緊急事態対応をとるものとする。

第3条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに理事長に通報しなければならない。  
2 通報は、原則として以下の2つの経路によって行うものとする。



3 通報に当たっては、迅速さを最優先する。したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。  
また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとることを要する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、緊急事態に対応したときは、直後の理事会で、その内容を報告しなければならない。

附 則

この対応マニュアルは、令和4年10月1日から実施する（令和4年10月1日理事会議決）。